

朝日大学法学会会則

- 第一条(名 称) 本会は、朝日大学法学会と称する。
- 第二条(事 務) 本会の事務所は、朝日大学法学部内におく。
- 第三条(目 的) 本会は、法学およびこれに関連する学術の研究・調査および発表を目的とする。
- 第四条(事 業) 本会は、前条の目的を達成するため、左記の事業を行う。
- 一 研究機関誌「朝日法学論集」の発行
- 二 研究会および講演会の開催
- 三 その他、本会の役員会が適当と認めたる事業
- 第五条(会 員) 本会は、左記の会員をもつて組織する。
- 一 正 会 員 本学法学部および本学大学院法学研究科の専任教員で、法学またはこれに関連する学術を専攻する者
- 二 学生会員 本学法学部および本学大学院法学研究科の在学生
- 三 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者の会員は研究機関誌「朝日法学論集」の配布を受け、その他本会の主催する講演会等に参加することができる。
- 第七条(役 員) 本会には、左記の役員をおく。
- 一 会長 法学部長をもつて、これに充てる。
- 二 委員 正会員の互選による。
- 1 編集委員 若干名
- 2 運営委員 若干名
- 3 会計委員 二名
- 4 会計監査委員 二名
- 第八条(役員の仕事) 会長は本会を代表し、本会の事務を統括する。
- 編集委員は、朝日法学論集その他研究業績の公刊に関する編集事務を担当する。
- 運営委員は、本会の事業の運営を担当する。
- 会計委員は、本会の会計事務を担当する。
- 会計監査委員は、本会の会計監査を担当する。
- 第九条(役員任期) 役員は二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第十条(会費) 会員は、所定の会費を納めるものとする。会費については、役員会が別にこれを定める。
- 第十一条(経 費) 本会の経費は、会費・補助金・寄付金およびその他の収入をもつて、これに充てる。
- 第十二条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 第十三条(会則の改正) 本会会則の改正には、正会員の過半数の同意を要する。
- 附 則 本会前は、昭和六十三年七月六日より、これを施行する。

朝日大学法学会会員

◎印は会長、○印はその他の役員

- 栗津 明博 中村 良
- 今井 潔 ○平田 勇人
- 植木 哲 三田 清
- 大場 民男 宮坂果麻理
- 大塚 籍子 初山 錚吾
- 大野 正博
- 岡 寄 修
- 齋藤 康輝
- 佐藤 千春
- ◎杉 島 正秋
- 高 梨 文彦
- 高森 八四郎

THE ASAHI LAW REVIEW

---

No. 41

September, 2011

---

Articles

What Underlies the Civil Conciliation.....Hayato HIRATA ( 1 )

Legal Pragmatism of Roscoe Pound — His Botanical Study and Its  
Relation to Legal Pragmatism —.....Osamu OKAZAKI ( 25 )

Book Reviews

Takematsu ABE, *American Constitutional Law*.....Koki SAITO ( 81 )

Satoshi UEKI(ed.), *From Medical Trial to Medical ADR ~ New  
Medical Dispute Resolution System which has begun to work*  
.....Hayato HIRATA ( 91 )

---

*published by*

Asahi University Law Association  
Gifu, Japan